

## 上牧町と天理大学との包括連携協力に関する協定書

上牧町（以下「町」という。）と天理大学（以下「大学」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、地域振興、学術研究等において連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、町と大学が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、まちづくり、教育、文化、スポーツ、産業等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両者は、次の事項について連携し協力する。

- (1) まちづくりのための連携に関する事
- (2) 教育、文化の発展のための連携に関する事
- (3) 地域産業振興のための連携に関する事
- (4) 人材育成のための連携に関する事
- (5) スポーツ活動の推進及び健康増進の連携に関する事
- (6) 生涯学習の連携に関する事
- (7) その他、両者が協議して必要と認める連携に関する事

### （守秘義務）

第3条 町と大学は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

### （期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、町と大学のいずれからも改廃の申し入れがなされないときは、自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又は連携協力の細目その他本協定に定めのない事項については、町と大学が協議して定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年3月27日

上牧町長

阪本 正人

天理大学学長

永尾 比奈夫